



福島医発第1580号(地)
平成25年 9月27日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

精神障害者訪問指導体制強化事業及び精神障害者地域定着推進事業
の実施について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部健康増進課より通知がありましたのでお知らせいたします。

今般、精神障害者が地域で継続して生活できるよう、訪問指導体制を強化し早期に適切な支援につなぐこと及び精神障害者の地域生活を見守る体制を構築することを目的に、標記二つの事業が別紙実施要綱に基づき実施されます。

つきましては、貴会会員への周知協力方について、ご高配賜りますようお願い致します。

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 古川哲也
会長 蒲池 壽

公印省略

25健第2770号

平成25年9月13日

公益社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課

こころの健康づくり推進室長

(精神保健班)

精神障害者訪問指導体制強化事業及び精神障害者地域定着
推進事業の実施について

日頃より、当県の精神保健行政につきましては、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、精神障害者が地域で継続して生活できるよう、訪問指導体制を強化し早期に適切な支援に繋ぐこと、及び精神障害者の地域生活を見守る体制を構築することを目的に標記二つの事業を別添実施要領に基づき実施することとしました。

つきましては、貴会員の皆様に御周知いただくとともに、本事業への御理解・御協力につきましてよろしくお願いいたします。

福岡県保健医療介護部 健康増進課

こころの健康づくり推進室

精神保健班 担当：大村、長田

TEL 092-643-3265

FAX 092-643-3271

精神障害者訪問指導体制強化事業実施要領

1 目的

精神障害者等が継続して地域で生活できるよう、保健福祉（環境）事務所における訪問指導体制を強化し、早期に適切な支援に繋ぐ。

2 事業概要

保健師の訪問指導に、必要に応じて精神科医が同行して訪問対象者の病状の判断を行い、専門的見地から助言を行う。

3 対象者

次の3つの要件を満たす者を対象とする。

- (1) 訪問活動等を通して、精神科医の判断が必要と考えられること。
- (2) 精神科医が訪問することにより、病状等についての判断を行うことが可能であると考えられること。
- (3) その時点で医療機関に受診していないこと。

4 事業実施方法

- (1) 各保健福祉（環境）事務所において、訪問対象者を選定し、精神科医に同行訪問を依頼する。
- (2) 精神科医の承諾を得た後、訪問対象者の状況を説明し、訪問日程等について打ち合わせを行う。
- (3) 訪問対象者と家族に医師同行訪問についての主旨（※）を説明する。
- (4) 訪問指導の際の面談等の状況から、精神科医が訪問対象者に対して専門的見地からの助言を行う。
- (5) 精神科医に対して、報償費の支払いを行う。
- (6) 通常の訪問指導の中で適宜経過確認を行う。

※ ここでの主旨とは、以下のことを指す。

- ・医師が専門的見地からの助言を行うこと
- ・診療行為ではないこと
- ・医療機関に移送するための訪問ではないこと

5 訪問回数について

訪問対象者一人あたり、訪問回数は原則1回とする。

6 精神科医の報償費について

精神科医の任用時間1時間あたり、報償費単価を6,000円とし、任用時間には打ち

合わせ等の時間を含むこととする。

7 医師の業務について

医師は訪問指導に同行し、専門的見地からの助言を行うものである。

8 実績報告

各保健福祉（環境）事務所は、前年度の医師同行の訪問指導実績を、事業終了後、別紙1により翌年度の4月末までに福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室に提出すること。

9 留意事項

- （1）精神科医が適切に判断するためには、訪問対象者の協力が必要となるため、本事業は原則として、本人の同意を取るものとする。
- （2）本事業における医師の業務は、病状を判断し、専門的見地からの助言を行うものであり、診断や診療行為を行うものではない。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年9月12日から施行する。

() 保健福祉（環境）事務所

精神障害者訪問指導体制強化事業実績報告書

判断結果の欄には、

1. 医療が必要 2. 医療が不必要 3. その他
のいずれかを記入してください。

[illegible]

精神障害者地域定着推進事業実施要領

1 目的

回復可能であるが再発しやすいなどの精神障害（統合失調症）の特性から、退院後の精神障害者の地域生活を見守る体制の充実が必要であるため、病状悪化時に関係機関と連携し、早期に医療機関に繋ぐための仕組みを構築する。

2 対象者

次のすべてに該当する統合失調症患者とする。

- (1) 退院が決定した者又は退院して間もない者
- (2) 退院後の服薬管理等の見守りが必要な者
- (3) 事業の実施に同意する者

3 処遇プランの内容

医療機関へ繋ぐためのプラン（以下「処遇プラン」という。）（様式1号）には、本人の病状悪化の兆候、悪化時における各関係者の対応方法、そのときの連絡先を盛り込むものとする。

4 実施方法

(1) 対象者を選定する

保健福祉（環境）事務所は、事業への協力体制や対象者の有無などから見て、事業が実施できると思われる管内の精神科病院に、対象者の選定を依頼する。精神科病院に対しては、対象者選定の際に、PSW等の病院関係者から事前に事業内容の説明を行った上で、対象者の同意を得てもらうように、依頼すること。

(2) 対象者ごとに処遇プランを作成する

保健福祉（環境）事務所が医師、PSW、サービス事業者と協議し、処遇プランを作成する。

(3) 会議の開催等により処遇プランを確認する

保健師、家族、医師、PSW、薬剤師、福祉サービス事業者等（以下「見守り関係者」という。）が処遇プランの内容を共有し、各自の役割を確認する。

(4) 見守り関係者が処遇プランに基づき見守る

各自が対象者を見守っていく中で、病状悪化の兆候があった場合はプランに基づき対処し、必要に応じて医療機関に連絡する。

(5) 経過観察

保健福祉（環境）事務所は医療機関との連携を密にし、対象者の状況を把握し、見守り関係者として必要に応じて訪問活動等を行うなど、適切な対応に努める。

(6) 評価

年度末に見守り関係者の意見を集約し、事業評価を行う。

(7) 自立支援関係機関会議等での報告（次年度）

事業評価結果について自立支援関係機関会議等で報告する。

5 経費

この事業に係る経費は、報償費、旅費、需用費、通信運搬費とし、四半期毎に令達する。

6 実績報告

各保健福祉（環境）事務所は、事業終了後、実績報告書（様式2号）を翌年度の4月末までに福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室に提出すること。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

附則

この要領は平成25年9月12日から施行する。

処遇プラン

緊急区分	本人の行動の状態	本人の対処行動	家族の対応 (例)	グループホー ムの対応 (例)	ケー スワ ーカ ーの 対 応 (例)	就労支援B型施 設の対応 (例)
レベル1 (例：通常の状態)						
レベル2 (例：指導が必要)						
レベル3 (例：頓服を促す)						
レベル4 (例：入院を促す)						

※連絡機関

- ・病院
- ・保健福祉環境事務所
- ・市町村
- ・福祉サービス事業者

地域定着推進事業実績報告

(保健福祉環境事務所)

患者のプロフィール	入院期間	患者が退院した病院名	見守り体制関係機関 1 家族、2 PSW 3 相談事業所、4 民生委員 5 ケースワーカー 6 その他()	特記事項
歳 (男性・女性)				
歳 (男性・女性)				
歳 (男性・女性)				